

～ 事業に関する疑問や質問を Q&A 方式にまとめました ～

《利用できる人について》

Q 1 : この制度を利用できる人の条件は何ですか？

A : 市内に居住し、住民登録をしている人で、市税を滞納しておらず、暴力団員でない人が対象となります。また、市外から定住を目的とした場合も対象となります。この場合は Q 2、Q 3 を参照してください。

Q 2 : 備前市へ移住を目的として空き家をリフォームする場合は対象となりますか？

A : 備前市に移住することを目的とした場合は、以下の手続きで対象となります。
住宅所有者の同意を得て、自らがリフォームを行うこと。リフォーム完了後(工事代金の支払いが完了後)、実績報告時にはリフォーム住宅に住民登録をしていることが条件となります。

Q 3 : 最近、備前市へ引っ越ししてきたのですが、市税の納期が到来していません。何か別の書類が必要ですか？

A : 必要ありません。

Q 4 : 市税とは何ですか？

A : 市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税をいいます。

Q 5 : 自分が住んでいる住宅は、老人施設にいる父親名義となっておりますが、対象となりますか？

A : 対象となります。

Q 6 : 共有名義の場合は、申請者はどうなりますか？

A : 共有名義の場合でも、その住宅に住んでいる方のどなたかが申請者となります。

Q 7 : 親名義の住宅に同居している子が申請者になることはできますか？

A : 申請者となることができます。ただし、この場合、親が別に申請することはできません。同一の住宅に対しての申請は 1 回限りとなります。

《申請について》

Q 8：申請受付期間はいつからいつまでですか？

A：申請の受付期間は、平成29年6月1日～12月15日までです。この申請に当たっては、平成30年2月10日までにリフォームが完了することが条件となります。

Q 9：受付の時間は何時から何時までですか？

A：受付時間は、午前9時から午後5時までです。

Q 10：申請窓口はどこになりますか？

A：市役所（本庁舎）2階のまち営業課が窓口となります。

Q 11：土曜日もしくは日曜日に受付をしていただけますか？

A：市役所の閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）には受付できません。

Q 12：申請書類には、何が必要ですか？

A：・交付申請書(様式第1号)
・リフォーム工事見積書の写し
・対象住宅概要書（住宅の全景写真）（添付様式1-①）（※写真は日付のあるもの）
・施工箇所現況写真（添付様式1-②）（※写真は日付のあるもの）
・施工業者遵守事項同意書（添付様式1-③）です。

Q 13：市内建築業者に申請を依頼したいと思いますができますか？

A：市内建築業者に申請を依頼しても構いませんが、委任状を添付していただきます。

Q 14：リフォーム工事を予定していますが、申し込みの予約はできますか？

A：申し込みの予約はできません。書類を整備した上で申請してください。

Q 15：いつからリフォームの工事を始めたらよいですか？

A：市からの交付決定通知後にリフォーム工事に取り掛かってください。交付決定前に取り掛かった工事については、助成の対象と認められませんので、ご注意願います。

Q16： 11月頃にリフォームに取りかかろうと思うのですが、6月の申請受付開始にあわせ早い段階で申請してもいいのですか？

A：平成30年2月10日までに完了するリフォームであれば、早い段階での申請をしていただいてもかまいません。

Q17：何回でも助成を受けることができますか？

A：同一の申請者又は同一の住宅について、1回限りとなります。

Q18：郵送でも申請できますか？

A：郵送では受付できません。お手数ですが、まち営業課へ申請書類を持参してください。

Q19：工事の途中に変更や中止が生じた場合はどうしたらよろしいですか？

A：変更・中止申請書を速やかに提出してください。なお、施工途中で対象工事費が増額となった場合でも、交付決定額(申請時点での額)を上回ることはできませんのでご注意ください。

《対象となるリフォームについて》

Q20：どのような工事が対象となりますか？

A：市内建築業者が行うリフォームで、建築後1年以上経過している住宅が対象となります。住宅の修繕、補修、模様替え、一部改築、増築などの工事で、50万円以上のリフォームが対象となります。具体的には『助成対象リフォーム工事例』を参照ください。

Q21：自分が所有する賃貸住宅は、リフォームの対象となりますか？

A：対象となりません。この事業は、申請者が居住する住宅のリフォームに対しての助成が目的です。

Q22：消費税は対象となりますか？

A：消費税を含めた工事費が対象となります。

Q23：外構工事は対象となりますか？

A：住宅のリフォームを対象としていますので、外構工事(門扉、ブロック塀、車庫、倉庫、

物置、ウッドデッキ、擁壁等)は、対象となりません。

Q24：2階に設置するベランダは対象となりますか？

A：ベランダの設置は対象となります。庭に設置するウッドデッキ等は対象となりません。

Q25：住宅の取り壊し費用も対象となりますか？

A：リフォームにかかる部分については対象となります。取り壊しのみは対象となりません。

Q26：電化製品等の購入は対象となりますか？

A：例えば、エアコン、テレビ、照明器具、防犯ライト・防犯カメラ、テレビアンテナなどの購入は対象となりません。

Q27：自分でするリフォームは対象となりますか？

A：対象となりません。市内建築業者が施工するリフォームが対象です。

Q28：リフォームに要する経費には、設計費も対象となりますか？

A：設計費は対象となりません。

Q29：助成の対象部分と対象外部分がある場合は、見積書を分ける必要がありますか？

A：分ける必要はありませんが、対象外部分がわかるようにしてください。対象部分の工事費が消費税を含め50万円以上であることが条件です。

Q30：床材の張替時にシロアリ駆除を行う場合は対象となりますか？

A：床材の張替は対象となりますが、シロアリ駆除は対象となりません。

Q31：2世帯住宅のトイレ、台所、浴槽など2カ所ずつある場合、それぞれ別に助成を受けることができますか？

A：2世帯住宅は1つの住宅なのでそれぞれで助成を受けることはできません。本申請においては、1つの住宅、1つのリフォーム工事として、合算した工事費で見積書の提出をお願いします。

Q32：新築は対象となりますか？

A：対象となりません。

Q33：複数の工事をしたいのですが、申請は何回かに分けてできますか？

A：申請は1つの住宅に対し1回限りです。なお、同時に複数の工事を行う場合には、合算して申請することとなります。また、過去に本制度の助成を受けた住宅は対象になりません。

Q34：すでに着工しているリフォームは、対象となりますか？

A：対象となりません。市からの交付決定通知後に着手した工事が対象となります。

Q35：この制度のほかに市の他の補助制度との併用はできますか？

A：介護保険による住宅改修、高齢者住宅の改修に対する助成、障害者に対する助成、建築物の耐震化診断に対する助成及び木造住宅の耐震化工事に対する助成、浄化槽設置に対する助成等で、その補助の対象となる工事費は、この制度の対象工事から除きます。

上記に関する工事であっても、上記の補助の対象とならない部分の工事費は、この制度の対象となります。

Q36：独立した店舗、会社等の事務所をリフォームする場合は対象となりますか？

A：独立した店舗、会社等の事務所のためのリフォームは対象となりません。ただし、店舗や事務所等との併用住宅の場合は、申請者の居住部分及び共用部分は対象となります。

Q37：併用住宅の認められる部分、あるいは認められない部分を詳しく教えてください。

A：併用住宅には申請者の方が居住する居住部分と、店舗や事務所等の非居住部分がございます。さらに、玄関や、屋根、台所などさまざまな共用部分も考えられ、一概には申し上げられません。申請の際に聞き取りさせていただき、居住部分のリフォームはもちろん対象となりますが、非居住部分のリフォームと見なされる場合は対象となりませんのでご了承ください。

《市内建築業者について》

Q38：市内建築業者とはどのような業者ですか？

A：備前市に本社若しくは本店を有する法人又は住所を有する個人事業者で、建築工事関連の業務を営んでいる業者をいいます。

Q39：施工していただく市内建築業者を紹介してもらえますか？

A：市では、特定の業者を紹介することはできません。

Q40：建設業許可を受けていない個人事業主が施工しても助成が受けられますか？

A：備前市に事業所または住所を有する個人事業主の施工であれば、助成を受けることができます。

Q41：リフォーム代金を分割して支払う場合は対象となりますか？

A：代金を全額支払っている方が対象となります。未払いがある場合は対象となりません。

Q42：契約書を結ばない工事だったので、契約書が無いのですが大丈夫ですか？

A：特に契約書は必要ありません。見積書の写し(施工内容や積算内容がわかるもの)でかまいません。

《実績報告について》

Q43：2月10日までにリフォームが完成しません。どうしたらよいですか？

A：2月10日までにリフォームが完成することが条件となっております。必ず2月10日までに工事を完了させてください。完了しない時は、中止届を提出してください。

Q44：実績報告はいつまでに提出すればよいですか？

A：リフォーム完了後14日以内に提出してください。

Q45：実績報告書類は何が必要ですか？

A：・実績報告書(様式第5号)
・リフォーム工事請求明細書の写し
・リフォーム工事代金領収書の写し
・対象工事施工写真(添付様式5-①)(※写真は日付のあるもの)
・対象工事完了写真(添付様式5-②)(※写真は日付のあるもの)
です。

Q46：この制度の申請をしたところ50万円(税込)以上であり、工事内容も助成の対象となっていたが、工事が終わって請求書を見たら49万円(税込)でした。この場

合はどうなりますか？

A：50万円(税込)以下ですので、助成を受けることはできません。工事費用が50万円(税込)以上であることが条件です。見積もり段階で50万円(税込)以上であっても、実際の工事費用が50万円(税込)を下回った場合は対象となりませんのでご注意願います。

《地域振興券について》

Q47：地域振興券の請求はどうしたらいいですか？

A：実績報告が完了してから、市より確定通知書を送付いたします。その後、地域振興券請求書(様式第7号)を送付いたします。平成30年3月1日以降に、押印した請求書を持ってまち営業課までお越しください。

Q48：地域振興券はいつごろ交付されますか？

A：平成30年3月1日から交付します。

Q49：地域振興券の有効期間はいつまでですか？

A：平成30年8月31日までとなっています。早めにご使用願います。

なお、有効期間の過ぎたものの引き取りや、有効期間内でも換金等はできません。

Q50：対象工事費が921,240円(税込)です。地域振興券はいくらですか？

A：対象工事費921,240円 \times 0.2=184,248円となりますが、1000円単位ですので、184,000円分の地域振興券を交付いたします。

※対象工事費が600万円(税込)の場合は、600万円 \times 0.2=120万円となりますが、助成の上限は100万円ですので、100万円分の地域振興券交付となります。

Q51：地域振興券はどこで使えますか？

A：地域振興券が使えるお店の一覧表を地域振興券とともにお渡しします。それでご確認ください。

《その他》

Q52：この制度の流れを教えてください。

A：①申請書の提出（審査） ※平成29年6月1日より

②市から交付決定通知書を送付

③工事着工

- ④工事完成
 - ⑤リフォーム代金支払い
 - ⑥実績報告書の提出 ※リフォーム完了後14日以内
 - ⑦市から確定通知書の送付
 - ⑧市から請求書の送付
 - ⑨地域振興券の請求書の提出 ※平成30年3月1日から
 - ⑩地域振興券の受取
- という流れになります。